

議案第4号

新居浜市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条
例（平成11年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項により」を「同条第9項において」に、「同条第7項」を「同
条第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じた
ことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する